

第1章

計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景

1-2 計画の性格

1-3 計画の推進



1－1 計画策定の背景

(1) 三重県住生活基本計画とは

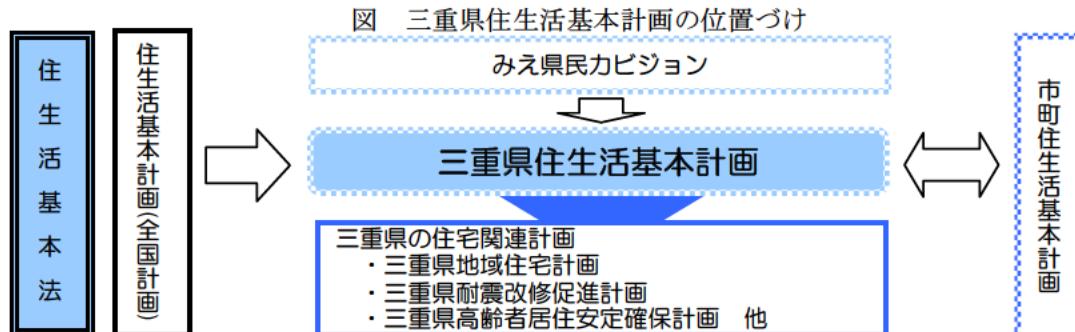
「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本法」(平成18(2006)年施行)第17条に基づき策定するものであり、同法に掲げられた住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策の基本理念をふまえつつ、本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画です。

なお、「住生活」とは「住宅」およびそのまわりの環境（「居住環境」）により構成される「住まい」を中心に展開される生活であり、住宅単体に比べ広がりのあるものです。

(2) 計画の位置づけ

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本計画(全国計画)」に即した内容とともに、県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」をふまえ、本県の住宅に関する各種計画と連携し、住生活に関する施策の方向を定めるものです。

また、より地域に密着した行政主体である市町が、地域における多様な居住ニーズに的確に対応した施策を展開する際の指針となるものです。



(3) 計画見直しの必要性

国民の豊かな住生活の実現のために、従来の住宅供給中心の“量”的政策から“質”的政策に転換することとし、平成18年(2006)年6月に「住生活基本法」が公布・施行されました。本県では、本県にふさわしい豊かな住生活の実現のために、平成19(2007)年3月に「住生活基本法」に基づく都道府県計画として「三重県住生活基本計画」を策定し、取組を進めてきました。

計画策定後5年が経過し、この間、経済状況や就労環境の悪化、人口の減少と少子高齢化の進行、さらに平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災は住家や人命に甚大な被害をもたらすなど、住生活を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような状況をふまえた新たな課題等、時代の変化や要請に的確に対応し、施策を展開する必要があることから、「住生活基本計画(全国計画)」の見直し(平成23(2011)年3月)や、「みえ県民力ビジョン」(平成24(2012)年3月)に即した計画の見直しを行いました。



1－2 計画の性格

(1) 計画の目的

この計画では、本県がめざす住生活の将来像とともに、その実現に向けた手法と県・市町・住宅関連事業者※・県民の各主体の役割分担を明確にし、共有することにより、県民の住生活に関する多様なニーズや地域の実情に応じた施策が、効果的かつ持続的に展開されることを目的とします。

また、各主体が住生活についての意識を向上し、地域で主体的に活動するための指針となることを目的とします。

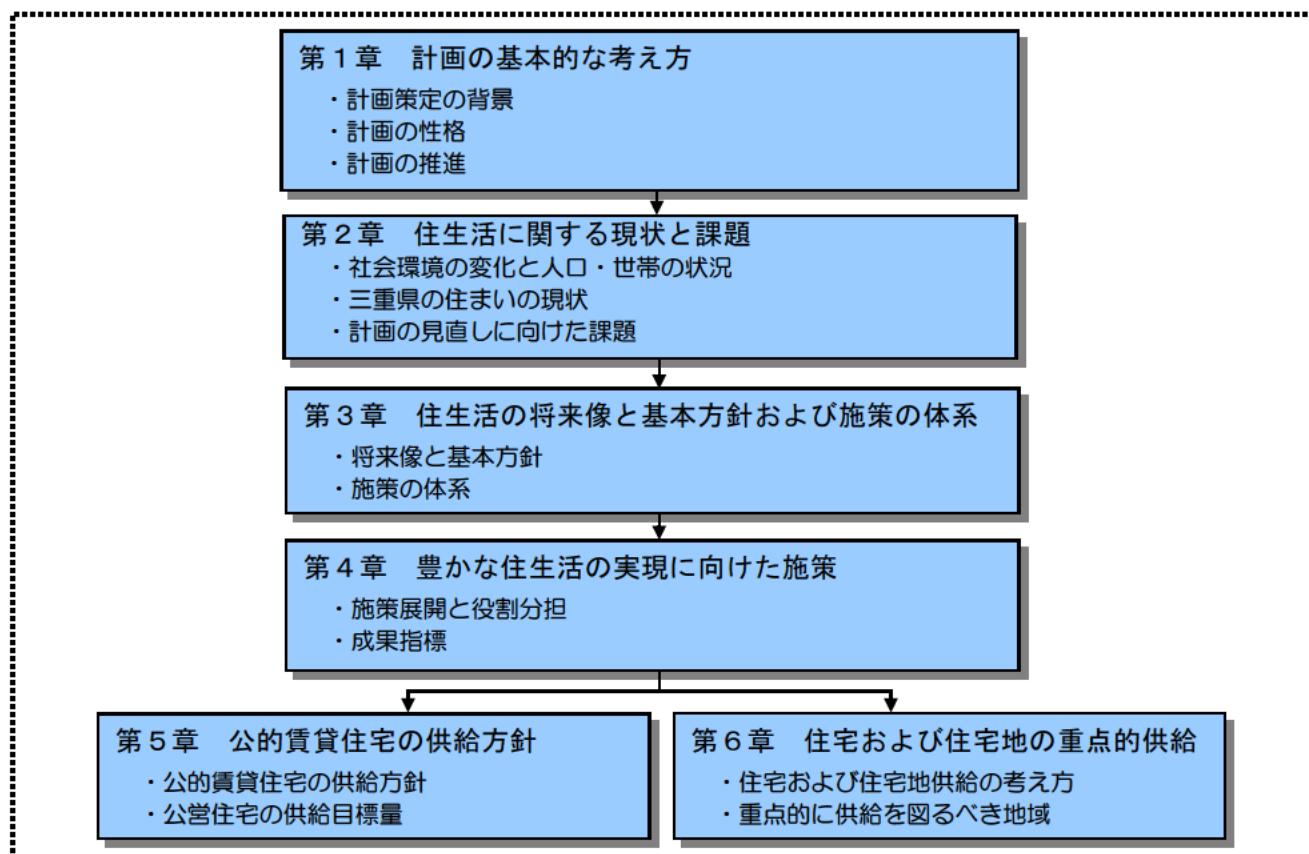
(2) 計画の期間

この計画は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までを計画期間とします。

なお、「住生活基本計画（全国計画）」の見直しや、社会経済情勢の変化および施策の効果に対する評価をふまえて、おおむね5年ごとに見直しを行います。

(3) 計画の構成

この計画の構成は、次図のとおりです。



*用語集 (P98～P103) 参照



1－3 計画の推進

(1) 施策の役割分担

この計画では、本県の住生活の将来像の実現のために、基本方針を掲げるとともにその実現の方向を示し、各主体が取り組む指針となるよう記載するとともに、基本的施策について県の役割および市町・住宅関連事業者・県民に期待する役割を明らかにします。

なお、基本的施策に関する県の役割および市町・住宅関連事業者・県民に期待する役割における基本的な視点は以下のとおりです。

■県の役割

- ・ 本県の住生活に関する実情や特性を把握するとともに、国の制度枠組みの動向や専門的見地からの課題を勘案し、住生活に関する中長期的なビジョン・戦略を提示すること。
- ・ 全県的・広域的な施策の展開を図ること。
- ・ 市町の住生活に関する施策を補完すること。
- ・ 安心して住宅および住宅地が取得等できるよう、住宅に関する適正な取引の確保や情報提供等、住宅市場を補完すること。
- ・ 地域の課題を解決し、豊かな住生活を実現するために、県民・住宅関連事業者・市町・県が連携できるよう仕組みづくりや人づくりを行うこと。
- ・ 住生活に関する施策の府内や市町間の調整を行い、総合的な施策の展開を図ること。

■市町に期待する役割

- ・ 地域の住生活に関する実態や地域住民※のニーズを的確に把握するとともに、地域の特性に応じた総合的かつ効果的な住生活に関する施策を展開すること。
- ・ 地域の都市計画やまちづくり、福祉の推進主体として、創意工夫を行い地域に根ざした住生活に関する施策を計画的・総合的に展開していくこと。
- ・ 地域住民や住宅関連事業者、県と連携し、地域の住生活の安定の確保と向上を促進すること。
- ・ 「市町住生活基本計画」を策定し活用するなど、計画的かつ持続的に施策を展開すること。

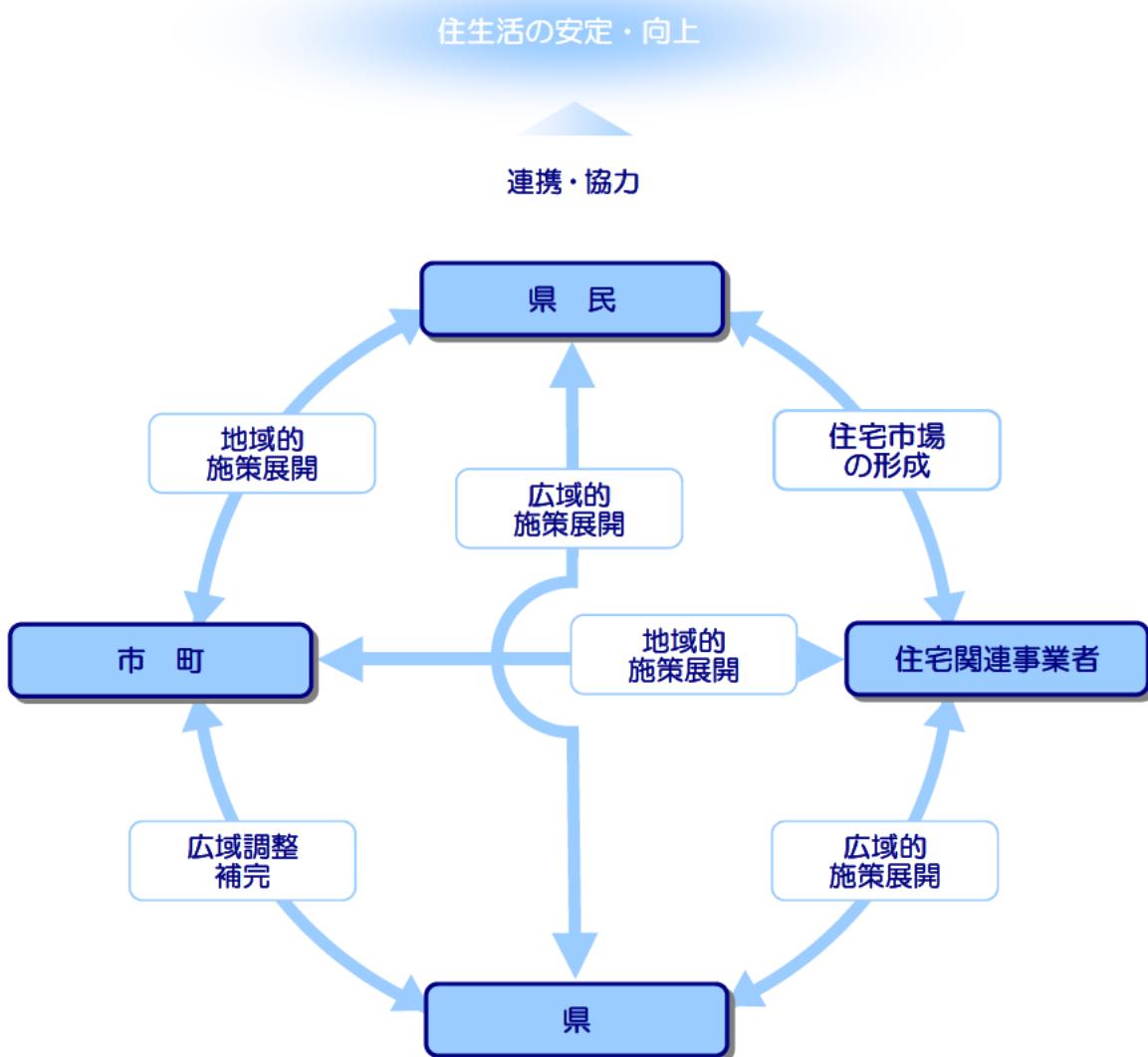
■住宅関連事業者に期待する役割

- ・ 市場を通じて県民の住生活と大きな関わりを持ち、住宅の安全性その他の品質等の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、必要に応じ各主体と連携、協力しながら、適切な事業展開を行うこと。
- ・ 住生活に関する多様な事業活動において、県民の安全と安心が確保されるよう必要な措置を適切に講じるとともに、正確で適切な情報提供に努めること。

■ 県民に期待する役割

- ・ 自助努力により個々人の生活に適した住宅の質や性能等の確保を行うとともに、地域社会に貢献し、住生活の安定と向上をめざすこと。
 - ・ 地域の主体的な担い手として、住まいづくりに積極的に参画し、各主体と相互に連携し協力すること。
 - ・ 多様化・複雑化する住生活に関する情報を積極的に把握し、快適で安全な住まいづくりをめざすこと。

図 計画に関わる主体の位置づけ



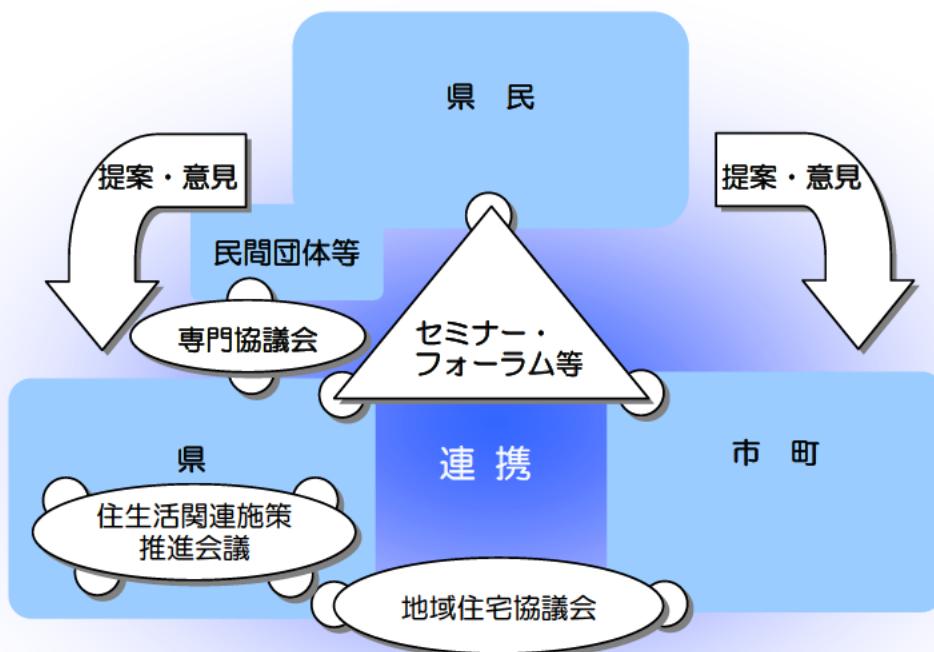


(2) 各主体の連携

第
1
章

- 施策が効果的かつ持続的に実施されるよう、以下の連携・協力体制により計画を推進します。
- ・ 県と市町が協力して、県民等に向けて住生活に関する「セミナー」、「フォーラム」、「ワーキングショップ」等を開催し、県民との交流を図ります。
 - ・ 県と民間団体、学識経験者等による「専門協議会」等を通じて連携・協力を図ります。
 - ・ 県と市町の住生活に関する施策の担当部局において構成される「三重県地域住宅協議会」等を通じて、連携・協力を図ります。
 - ・ 県庁内のまちづくり施策、福祉施策、環境・エネルギー施策、防災施策等の住生活に関する施策分野を担当する部局からなる「三重県住生活関連施策推進会議」等を通じて、連携・協力を図ります。

図 各主体の連携



(3) 計画の進行管理

施策の実施状況を確認するため、本計画に定める成果指標の項目について、毎年度進捗状況を把握し、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

成果指標の進捗状況をふまえて、専門協議会等の機会を通じ県民や関係団体等の意見を把握しつつ、各主体との連携により、効果的に施策を進めています。